

逗子市自主防災組織強化事業費補助金に係る 防災士の資格取得について

「防災士」の資格を取得する方に対して、講習費用等を助成します。

※防災士とは“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人です。

●助成金交付の対象者

- (1) 市内に住所を有し、自主防災組織の構成員であること。
- (2) 防災士の資格を取得した日から起算して1年を経過する日までの間、自主防災組織に所属し、防災に係る指導的な役割を担う者として活動することに同意できる者
- (3) 防災士の資格を有する旨の情報を、市から消防機関及び自主防災組織等の防災活動団体に提供することについて同意できる者
- (4) 市からの要請に応じて、防災に関する活動や災害対応活動に協力することに同意できる者

●助成金の対象となる経費

- (1) 防災士研修講座受講料
- (2) 講座の受講に必要な教本の購入費
- (3) 防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受講料
- (4) 防災士機構の防災士認証登録料

●補助金の交付額

対象経費の10/10（上限6万円）

※受講料等は、養成講座実施団体によって異なりますので、ご確認ください。

※予算枠内での補助となります。

●申請の方法

申請方法は、裏面「【防災士】補助金申請から交付までのフロー」をご確認ください。

※ご不明点がありましたら、防災安全課までお問い合わせください。

問い合わせ先
逗子市経営企画部防災安全課
電話 046-873-1111
Mail bousai@city.zushi.lg.jp



【防災士】補助金申請から交付までのフロー (令和7年8月15日更新)

資格取得に関する詳細や研修日程等は、下記をご確認ください。

認定特定非営利活動法人日本防災士機構 <https://bousaisi.jp/>

1 【申請書の提出】 期日:令和7年7月31日(木)

- (1) 補助金交付申請書 (第3号様式) ・ 交付申請額算出の基礎
- (2) 防災士資格取得事業実施計画書 (第3号様式 (第7条関係))
- (3) 経費全体の金額が確認できるものの写し ※研修機関のHPのコピー等で可
- (4) 防災計画・組織編成表 (指定の様式はありません)
- (5) 通帳のコピー
- (6) 収支予算書 (指定様式)
- (7) 防災訓練 (活動) 実施計画書 (第1号様式)

2 【申請書の受付・審査】

補助金交付決定通知書を自主防災組織に発送します。(令和7年8月上旬)

3 【研修講座・試験等】 ※必ず「補助金交付決定通知書」の交付後に受講してください。

- ・ 防災士機構が実施する防災士研修講座履修証の取得
- ・ 防災士資格取得試験の受験

4 【講習受講】救急救命講習修了証取得

※逗子市消防署等での受講が可能です。また、上記講座内に含まれる場合もありますので、詳細については受講する講座内容をご確認ください。

5 【登録申請】

日本防災士機構へ防災士認証登録の申請

6 【資格取得】

防災士資格取得 (防災士認証状・防災士証発行)

30日(金)

7 【事業実績報告書等の提出】 期日:令和8年1月31日(土)

- (1) 補助金交付請求書 (第8号様式)
- (2) 防災訓練 (活動) 実施報告書 (第2号様式) (写真の添付が必須です)
- (2) 事業実績報告書 (第7号様式)
- (3) 収支報告書 (指定様式)
- (4) 防災士資格取得事業実施報告書 (第4号様式)
- (5) 防災士認証状または防災士証の写し
- (6) 経費の支払いを証する書類の写し
- (7) 運転免許証その他の住所及び氏名が確認できる書類の写し

6 【補助金の交付】

およそ4週間程度で

事業実績報告書をご提出いただき、審査後、約2週間後に補助金を指定口座に振り込みます。